

令和 8 年度主任介護支援専門員更新研修 指導事例の作成及び提出について

社会福祉法人 群馬県社会福祉協議会

1. 概要

下記の 7 類型に該当する、主任介護支援専門員として他の介護支援専門員に対する指導を行った事例又は、主任介護支援専門員から指導を受けた事例を提出してください。必要に応じて複数の項目に該当しても構いません。

類型	項目	主な内容
1	認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント	初期診断に関する対応・地域ネットワーク構築・認知症の理解・環境変化における対応・行動障がいとの取組・認知症治療に関する事・精神疾患における医学的・心理的な状況 等
2	家族への支援の視点や社会資源の活用に向けた関係機関との連携が必要な事例のケアマネジメント	地域支援・社会資源と特徴と対応・社会資源との連携・社会資源介入と対応・地域特性と社会資源の関係・生活保護制度・成年後見制度利用・虐待事例 等
3	大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント	転倒予防、骨粗しょう症の予防、歩行の獲得、生活機能の回復、社会参加の回復、介護給付サービスの終結に向けた理解の促進（自助・互助への移行）、治療方針の確認と共有、動作や安静の指示、治療方針と動作や安静の指示を踏まえ生活不活発とならないよう適度な活動量の維持のための具体的な支援方針の共有、生活機能の回復状況、生活不活発のリスクの把握 等
4	脳血管疾患のある方のケアマネジメント	血圧や疾病の管理の支援、服薬管理の支援、生活習慣の改善 心身機能の回復・維持、心理的回復の支援、活動と参加に関わる能力の維持・改善、リスク管理、血圧や疾病の自己管理の支援、服薬の自己管理、生活習慣の維持、心身機能の見直しとさらなる回復・維持、心理的回復の支援、活動と参加に関わる能力の維持・向上、リスク管理 等
5	看取り等における看護サービスの活用に関する事例	痛みの改善の取組・生活機能低下における対応・死の受容に関する事・緩和療法・葬儀に関する相談対応・遺品に関する相談対応・生きがいの実現・看護サービス利用について終末期の支援 等
6	心疾患のある方のケアマネジメント	疾患の理解と確実な服薬、自己管理能力の向上とリスクの管理、療養を続けるための環境・体制の整備、心疾患の状況に応じた生活・暮らし方の支援、心理的な支援、疾患の理解と確実な服薬、自己管理能力の向上とリスクの管理、療養を続けるための環境・体制の整備、ステージに応じた生活・暮らし方の支援、心理的な支援 等
7	誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント	誤嚥性肺炎の予防の必要性の理解、リスクの評価、摂食嚥下機能の支援、リスクを小さくする支援、誤嚥防止とリハビリテーション、変化を把握したときの対応体制の構築 等

＜補足事項＞

- ・ 指導を行った事例について

⇒地域包括支援センターからの依頼を受けて指導を行った(外部で行った)事例も含む

- ・ 指導を受けた事例について

⇒これまで介護支援専門員として勤務してきた中で指導を受けた事例

(主任介護支援専門員の資格を取得する以前の事例を含む)

2. 指導事例の作成方法について

本会ホームページから必要な様式を確認、ダウンロードして作成してください。

◇作成時の注意点について

- ・ 手書きで作成する場合は判読可能な文字で記載してください。
 - ・ 作成の際には個人情報のマスキングに十分留意した上で作成してください。
- ※マスキングが不十分である場合には**再提出**となる場合があります。
- ・ 指導事例提出票【事例様式 1】を確認し、不備・不足のないように作成してください。
 - ・ 記載に当たっては、なるべく平易な言葉を使用してください

例「褥瘡」→「床ずれ」

3. 提出期日等について

指導事例の提出にかかる詳細(期日等)については受講決定通知にてご連絡します。

受講決定から提出期限までが短い期間となる可能性があるため、**予め作成内容を確認し、準備を進めてください。**

4. 各種様式について

事例作成に必要な様式は本会ホームページに全て掲載されています。

開催案内が掲載されているページをご参照ください。

◇指導事例を提出することができない場合

1 人ケアマネ事業所の管理者である者など、何等かの事由により指導事例を提出することが困難である場合は、申込の際に事由について必ず申告を行ってください(申込フォームに該当項目あり)。

申告が無かった場合は事由無しとみなし、事例提出ができない場合は受講不可となります。

申告があった者については、事由の可否及び対応について個別に連絡します。